

横浜市資産指令第8号
令和3年11月1日

許可番号 第05620098885号

産業廃棄物処分業許可証

優良

住所 神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目3番地8

氏名 株式会社 アイダスト
代表取締役 杉山 哲平 様

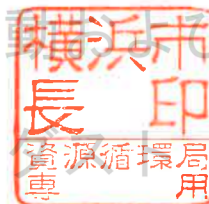
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

許可の年月日

令和2年3月1日

許可の有効年月日

令和9年2月28日



1. 事業の範囲

中間処理

(1) 破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

2. 事業の用に供するすべての施設

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目13番34 外3筆

処理施設の概要

(1) 破碎4施設 1基 (996.42 t/日)

設置年月日：令和3年10月15日 許可年月日：令和3年9月21日

許可番号：10391

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類

事業の用に供する施設の所在地

神奈川県横浜市金沢区鳥浜町12番32の一部

処理施設の概要

(1) 破碎3施設 1基 (99.54 t/日)

設置年月日：平成29年3月2日 許可年月日：平成29年2月8日

許可番号：10361

産業廃棄物の種類：木くず 以上1種類

3. 許可の条件

(1) 神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目13番34外3筆における中間処理に伴う産業廃棄物の保管量は329.76㎡以内とし、屋外で容器を用いずに産業廃棄物を積み上げることのできる高さは3.15m以内とする。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

(2) 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町12番32の一部における中間処理に伴う産業廃棄物の保管量は、358.5m³以内とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成17年3月1日 新規許可

令和2年3月1日 更新許可

令和3年11月1日 変更許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無